

炭素回収・利用・貯留法案 2025

条項の構成

第 I 部 序論

第 1 条 略称および施行

第 2 条 適用

第 3 条 関連する成文法との一体的解釈

第 4 条 解釈

第 5 条 慎重な炭素回収・利用・貯留慣行

第 II 部 マレーシア炭素回収・利用・貯留庁

第 6 条 庁の設立

第 7 条 庁の構成員

第 8 条 庁の機能および権限

第 9 条 任命の取消しおよび辞任

第 10 条 失職

第 11 条 庁の会議

第 12 条 会議への招待

第 13 条 省による施設の提供

第 14 条 能力のある技術機関の任命

第 III 部 炭素回収

第 15 条 炭素回収設備の登録要件

第 16 条 炭素回収設備の登録申請

第 IV 部 二酸化炭素の輸送および輸入

第 17 条 二酸化炭素の輸送

第 18 条 二酸化炭素輸送の登録申請

第 19 条 マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入

第 20 条 マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入許可

第 V 部 二酸化炭素の利用

第 21 条 二酸化炭素利用の登録要件

第 22 条 二酸化炭素利用の登録申請

第 23 条 マレーシア国外で回収された二酸化炭素の利用禁止

第 VI 部 沖合地域における評価および永久貯留

第 24 条 沖合評価許可の要件

第 25 条 沖合評価許可の付与

第 26 条 沖合貯留ライセンスの要件

第 27 条 沖合貯留ライセンスの付与

第 28 条 沖合貯留のための二酸化炭素ストリーム受入基準

第 29 条 沖合貯留に関する運営上の義務

第 30 条 注入税

第 31 条 沖合貯留に関する閉鎖および閉鎖後の義務

第 32 条 沖合貯留に関する義務の移転

第 VII 部 陸上地域における評価および永久貯留

第 33 条 陸上評価許可の要件

第 34 条 陸上評価許可の付与

第 35 条 陸上貯留ライセンスの要件

第 36 条 陸上貯留ライセンスの付与

第 37 条 陸上貯留のための二酸化炭素ストリーム受入基準

第 38 条 陸上貯留に関する運営上の義務

第 39 条 陸上貯留に関する閉鎖および閉鎖後の義務

第 40 条 陸上貯留に関する義務の移転

第 VIII 部 閉鎖後管理基金

第 41 条 閉鎖後管理基金

第 42 条 基金に課される支出

第 43 条 投資権限

第 44 条 会計および報告

第 IX 部 執行

第 45 条 公務員の権限付与

第 46 条 執行権限

第 X 部 一般規定

第 47 条 不服申立て

第 48 条 起訴

第 49 条 訴訟および法的手続きに対する保護

第 50 条 法人等の取締役等の責任

第 51 条 免除権限

第 52 条 規則制定権限

第 53 条 基準、ガイドライン等の発行権限

法律案

表題

二酸化炭素の回収、輸送、利用および永久貯留に関する事項を規定し、二酸化炭素排出量を削減し、気候変動の影響を緩和し、経済成長の新たな源泉として炭素回収、利用および貯留産業の発展を促進し、関連事項を規定する法律。

マレーシアが 1992 年 5 月 9 日にニューヨークで行われた気候変動に関する国際連合枠組条約の批准書を 1994 年 7 月 13 日に寄託し、したがって同条約第 23 条に従い、同条約はマレーシアに関しては 1994 年 10 月 11 日に発効したこと、

およびマレーシアが 2015 年 12 月 12 日にパリで行われたパリ協定の批准書を 2016 年 11 月 16 日に寄託し、したがって同協定第 21 条に従い、同協定はマレーシアに関しては 2016 年 12 月 16 日に発効したこと、

よって、マレーシア国会は以下のように制定する。

第 I 部 序論

略称および施行

1.(1) 本法は、炭素回収・利用・貯留法 2025 と称する。

(2) 本法は、大臣が官報で通知することにより指定する日に施行されるものとし、大臣は本法の異なる部または規定の施行日を別々に指定することができる。

(3) (2)項にかかわらず、本法第 VII 部は、大臣が州政府と協議の上、官報で通知することにより指定する日に、州において施行される。

適用

2. 本法は、マレーシア半島およびラブアン連邦直轄領に適用される。

関連する成文法との一体的解釈

3. 本法は、関連する成文法と一体的に解釈されるものとし、本法の規定は、関連する成文法の規定に追加されるものであり、これらを損なうものではない。

解釈

4. (1) 本法において、文脈上別段の定めがない限り、

「庁」とは、第 6 条に基づいて設立されたマレーシア炭素回収・利用・貯留庁をいう。

「炭素回収」とは、利用または永久貯留を目的として、炭素回収技術を用いて二酸化炭素を回収するプロセスをいう。

「二酸化炭素ストリーム」とは、マレーシア国内外における二酸化炭素の回収に起因する物質の流れをいう。

「二酸化炭素ストリーム受入基準」とは、第 28 条に規定される二酸化炭素ストリームの受入基準をいう。

「能力のある技術機関」とは、第 14 条に基づいて任命された能力のある技術機関をいう。

「是正措置」とは、重大な不正を是正し、または漏えいを閉鎖もしくは停止するために講じられる措置をいう。

「基金」とは、第 41 条に基づいて設立された閉鎖後管理基金をいう。

「地質構造」とは、明確な岩石層が見つかり、地図作成できる岩石層の区分をいう。

「漏えい」とは、意図しない二酸化炭素ストリームの排出または放出をいい、水柱（表面と海底の間の海洋のすべての水）または大気への、

(a) 貯留複合施設、貯留サイト、または炭素回収設備からのもの、または

(b) 炭素回収を通じて得られた二酸化炭素の輸送中のものをいう。

「大臣」とは、炭素回収、利用および貯留に関する事項を担当する大臣をいう。

「沖合地域」とは、各州の基線から 3 海里を超えたマレーシアの海の海底および亜海底をいい、排他的経済水域および大陸棚を含む。

「沖合評価許可」とは、第 25 条に基づいて庁が発行する許可をいう。

「沖合地質評価」とは、沖合地域における貯留を目的とした、沖合地域における潜在的な貯留複合施設のサイト特性調査、地震探査、掘削、注入試験等の技術的評価をいう。

「沖合事業者」とは、沖合地域において貯留サイトの運営を行い、貯留サイトを管理し、または貯留サイトの運営を管理する沖合貯留ライセンスの保有者をいう。

「沖合貯留」とは、沖合地域における二酸化炭素の永久貯留をいう。

「沖合貯留ライセンス」とは、第 27 条に基づいて庁が発行するライセンスをいう。

「陸上地域」とは、マレーシアの各州およびクアラルンプール、プトラジャヤおよびラブアンの連邦直轄領内のすべての土地をいい、各州の基線から 3 海里までの前浜を含む。

「陸上評価許可」とは、第 34 条に基づいて庁が発行する許可をいう。

「陸上地質評価」とは、陸上地域における貯留を目的とした、陸上地域における潜在的な貯留複合施設のサイト特性調査、地震探査、掘削、注入試験等の技術的評価をいう。

「陸上事業者」とは、陸上地域において貯留サイトの運営を行い、貯留サイトを管理し、または貯留サイトの運営を管理する陸上貯留ライセンスの保有者をいう。

「陸上貯留」とは、陸上地域における二酸化炭素の永久貯留をいう。

「陸上貯留ライセンス」とは、第 36 条に基づいて庁が発行するライセンスをいう。

「貯留サイトの運営」とは、注入および二酸化炭素の永久貯留のためのインフラを開発し、すべての付帯活動を含み、慎重な炭素回収・利用・貯留慣行に従い、沖合貯留ライセンスまたは陸上貯留ライセンスに基づいて貯留サイトを運営するために行われる、または行う必要のある活動、機能、タスクまたは事項をいう。

「永久貯留」とは、貯留複合施設における二酸化炭素ストリームの永久的な封じ込めをいう。

「規定」とは、本法の規定に基づいて大臣が制定する規則によって規定されるものをいう。

「是正措置」とは、漏えい、意図しない移動、または貯留サイトにおけるその他の不正に起因する損害を是正するために講じられる措置をいう。

「重大な不正」とは、貯留サイトの運営または貯留複合施設の状態の不正をいい、漏えいのリスクまたは環境もしくは人の健康に対するリスクを示すものをいう。

「貯留複合施設」とは、永久貯留に使用される地質構造内の定義された体積領域および貯留全体に影響を与える可能性のある周囲の地質領域をいう。

「貯留サイト」とは、貯留複合施設、貯留複合施設と貯留複合施設の地表投影の間の地質構造、および関連する施設および構造物をいう。

2. (2) 本法の目的上、マレーシアに関する言及は、1984年排他的経済水域法[Act 311]および1966年大陸棚法[Act 83]に定義される、マレーシアの排他的経済水域および大陸棚を含むものとする。

慎重な炭素回収・利用・貯留慣行

5. 本法の目的上、「慎重な炭素回収・利用・貯留慣行」への言及は、炭素回収、輸送、利用および貯留に関して、適用期間中に世界の炭素回収、利用および貯留産業が一般的に従う慣行、方法、措置および基準として解釈されるものとし、以下を含む。

(a) 関連する能力のある技術機関との協議後、大臣が規定する要件

(b) 関連する能力のある技術機関が発行するガイドライン

(c) 国内または国際レベルで認められた機関が発行する基準

第II部 マレーシア炭素回収・利用・貯留庁

庁の設立

6. マレーシア炭素回収・利用・貯留庁を設立する。

庁の構成員

7. (1) 庁は、以下の構成員で構成される。

(a) 議長。大臣が庁の構成員の中から任命する。

(b) 炭素回収、利用および貯留を担当する省の事務次官。

(c) 環境局長。

(d) 大臣が、炭素回収、利用または貯留およびその他の関連する専門知識に関する適切な経験、知識および専門知識を有すると判断する、6名以下のその他の構成員。大臣が書面で任命する。

8. (2) (1)(d)項に基づいて任命された庁の構成員は、

(a) 大臣が決定する手当を支払われることがあり、

(b) 辞任または失職しない限り、または任命が取り消されない限り、3年を超えない任期でその職を保持し、連続する2期を超えない任期で再任される資格を有する。

庁の機能および権限

8. (1) 庁の機能は、以下のとおりとする。

(a) 本法の実施に関する事項について、政府および大臣に助言すること。

(b) 本法および本法に基づいて制定された規則の効果的な実施を管理し、確保すること。

(c) 炭素回収、輸送、利用および貯留に関する活動を監督すること。

(d) マレーシアにおける二酸化炭素の永久貯留を目的とした貯留資源の管理を監督すること。

(e) 基金および基金の給付および投資に関するすべての事項を管理および管理すること。

(f) 炭素回収、輸送、利用および貯留に関する政策、行動および措置を政府に勧告すること。

(g) 炭素回収、輸送、利用および貯留に関する政策およびイニシアチブを促進、開発または実施すること。

(h) 炭素回収、輸送、利用および貯留の開発に影響を与えるまたは関連する情報、統計および要因を収集、分析および公開すること。

(i) 沖合評価許可および陸上評価許可の発行により、沖合地質評価および陸上地質評価の活動を管理すること。

(j) 沖合貯留ライセンスおよび陸上貯留ライセンスの発行により、沖合地域および陸上地域における永久貯留を管理すること。

(k) 漏えいまたは重大な不正に関する事項を大臣に報告すること。

(l) マレーシア国内外で回収された二酸化炭素の輸送活動を管理すること。

(m) マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入活動を管理すること。

(n) 本法の目的に合致し、本法に基づく庁の機能から生じるまたはその結果として生じるその他の事項を行うこと。

9. (2) 庁は、本法に基づくその機能を実行するために必要な、または関連する、または合理的に付随するすべての権限を有するものとする。

任命の取り消しおよび辞任

9. (1) (7(1)(d))項に基づいて任命された構成員の任命は、大臣がいつでも取り消すことができる。

(2) (1)項に言及される構成員は、大臣に1か月前に通知することにより、いつでも辞任することができる。

失職

10. (7(1)(d))項に基づいて任命された構成員の職は、以下の場合に失われる。

(a) 死亡した場合。

(b) 庁の構成員としての職務に関連するかどうかにかかわらず、その行為が庁の信用を失墜させるようなものであった場合。

(c) 以下に関する告発が証明された場合、または有罪判決を受けた場合。

(i) 詐欺、不正行為または道徳的退廃を伴う犯罪。

(ii) 汚職に関する法律に基づく犯罪。

(iii) 2 年を超える懲役刑が科せられるその他の犯罪。

(d) 破産した場合。

(e) 心神喪失状態になった場合、または職務を遂行できない状態になった場合。

(f) 議長の許可なく、庁の会議に 3 回連続で欠席した場合。

(g) 辞任が大臣に受理された場合。

(h) 任命が大臣によって取り消された場合。または

(i) 任期が満了した場合。

庁の会議

11. (1) 庁は、少なくとも年に 1 回会議を開催するものとし、会議は議長からの書面による通知に指定された日時および場所で開催されるものとし、議長は庁の会議の目的のために、ライブビデオリンク、ライブテレビリンク、またはその他の電子的通信手段の使用を許可することができる。

(2) 議長は、庁のすべての会議で議長を務める。

(3) 議長が庁の会議を欠席する場合、出席している構成員は、会議で議長を務める者を互選する。

(4) 会議の議長を含む 5 名の構成員が、会議の定足数を構成する。

(5) 賛否同数の場合、議長を務める議長は、決定票を投じるものとする。

(6) 庁は、独自の手続きを決定することができる。

会議への招待

12. 庁は、審議中の事項について助言するために、庁の会議に他の者を招待することができるが、出席者は会議で投票する権利を有しない。

省による施設の提供

13. 庁を担当する省は、庁がその機能を遂行できるようにするために必要な人員、資金およびその他の施設を庁に提供するものとする。

能力のある技術機関の任命

14. (1) 本法の目的上、大臣は、以下の構成要素のいずれかについて、個別の能力のある技術機関を任命することができる。

(a) 炭素回収。

(b) 二酸化炭素の輸送。

(c) 二酸化炭素の利用。

(d) 二酸化炭素の沖合貯留。および

(e) 二酸化炭素の陸上貯留。

(2) (1)項に基づいて任命された能力のある技術機関は、機関が任命された関連する構成要素に関する技術的および運営上の事項について庁に助言し、大臣が決定するその他の機能を実行するものとする。

(3) 炭素回収、輸送、利用および貯留の関連する構成要素に関して必要な知識、スキルおよび経験を有する者のみが、(1)項に基づいて能力のある技術機関として任命されることができる。

(4) (1)項に基づいて任命された能力のある技術機関は、その職務の遂行において合理的な努力を払うものとする。

(5) (1)項のいかなる規定も、(1)項に規定された目的以外の目的のために大臣に能力のある技術機関を任命する権限を与えるものと解釈してはならない。

第 III 部 炭素回収

炭素回収設備の登録要件

15. (1) 炭素回収設備を所有または運営する者は、本法に基づいて庁に登録されるものとする。

(2) 本部の目的上、「炭素回収設備」とは、炭素回収を行う設備をいい、かかる設備の関連する技術施設を含む。

炭素回収設備の登録申請

16. 第 15 条に基づく登録の申請は、規定された方法で庁に行い、規定された情報、詳細または書類を添付するものとする。

第 IV 部 二酸化炭素の輸送および輸入

二酸化炭素の輸送

17. 道路、鉄道、水路、パイプラインまたはその他の手段により、炭素回収を通じて得られた二酸化炭素を輸送する者は、かかる輸送の前に、本法に基づいて庁に登録され、以下を遵守するものとする。

(a) 輸送に関するその他の成文法。および

(b) 第 5 条に規定される慎重な炭素回収・利用・貯留慣行。

二酸化炭素輸送の登録申請

18. 第 17 条に基づく登録の申請は、規定された方法で庁に行い、規定された情報、詳細または書類を添付するものとする。

マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入

19. (1) マレーシア国外で炭素回収を通じて得られた二酸化炭素は、第 28 条に規定される二酸化炭素ストリーム受入基準に適合しない限り、永久貯留のために輸入してはならない。

(2) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、100 万リングを越えない罰金または 5 年を超えない懲役、またはその両方が科せられる。

マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入許可

20. (1) マレーシア国外で炭素回収を通じて得られた二酸化炭素は、庁が付与する輸入許可を遵守しない限り、道路、鉄道、水路、パイプラインまたはその他の手段によりマレーシアに輸入してはならない。

(2) (1)項に基づく輸入許可の申請は、規定された方法で庁に行い、規定された情報、詳細または書類および手数料の支払いを添付するものとする。

(3) 本条に基づく申請は、輸入許可が付与または拒否される前であればいつでも取り下げることができる。

(4) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、100万リングギを超えない罰金または5年を超えない懲役、またはその両方が科せられる。

第V部 二酸化炭素の利用

二酸化炭素利用の登録要件

21. マレーシアにおいて炭素回収を通じて得られた二酸化炭素を利用する者は、庁に登録されるものとする。

二酸化炭素利用の登録申請

22. 第21条に基づく登録の申請は、庁が決定する方法で行い、庁が決定する情報、詳細または書類を添付するものとする。

マレーシア国外で回収された二酸化炭素の利用禁止

23. (1) マレーシア国外で炭素回収を通じて得られ、永久貯留の目的でマレーシアに輸入された二酸化炭素を利用してはならない。

(2) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、100万リングギを超えない罰金または5年を超えない懲役、またはその両方が科せられる。

第 VI 部 沖合地域における評価および永久貯留

沖合評価許可の要件

24. (1) 庁が付与する沖合評価許可なしに、沖合地域における潜在的な貯留複合施設または地質構造の沖合地質評価を行ってはならない。
- (2) (1)項に基づく沖合評価許可の申請は、規定される方法で行い、規定される手数料を添付するものとする。
- (3) 本条に基づく沖合評価許可の申請は、沖合評価許可が付与または拒否される前であればいつでも取り下げることができる。
- (4) 庁は、(2)項に基づく申請を受領した後、申請が決定される前に、書面による通知により、申請者に指定された期間内に、追加の書類または情報を提供するよう求めることができる。
- (5) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、3年を超えない懲役または100万リングを超えない罰金、またはその両方が科せられる。

沖合評価許可の付与

25. (1) 庁は、第24条に基づく沖合評価許可の申請を検討し、すべての要件が満たされていることを確認した後、沖合評価許可の発行を許可または拒否することができる。
- (2) 庁は、沖合評価許可を付与するにあたり、庁が適切と考える条件を課すことができる。

沖合貯留ライセンスの要件

26. (1) 庁が付与する沖合貯留ライセンスなしに、マレーシアの沖合地域において、マレーシア国内外で回収された二酸化炭素の永久貯留のための貯留サイトの運営を行ってはならない。
- (2) (1)項に基づく沖合貯留ライセンスの申請は、規定される方法で行い、規定される手数料を添付するものとする。

(3) 本条に基づく沖合貯留ライセンスの申請は、沖合貯留ライセンスが付与または拒否される前であればいつでも取り下げることができる。

(4) 庁は、(2)項に基づく申請を受領した後、申請が決定される前に、書面による通知により、申請者に指定された期間内に、追加の書類または情報を提供するよう求めることができる。

(5) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、5年を超えない懲役または200万リングを超えない罰金、またはその両方が科せられる。

沖合貯留ライセンスの付与

27. (1) 庁は、第26条に基づく沖合貯留ライセンスの申請を検討し、すべての要件が満たされていることを確認した後、沖合貯留ライセンスの発行を許可または拒否することができる。

(2) 庁は、沖合貯留ライセンスを付与するにあたり、庁が適切と考える条件を課すことができる。

沖合貯留のための二酸化炭素ストリーム受入基準

28. (1) 沖合事業者は、二酸化炭素ストリームが(2)、(3)および(4)項に規定される二酸化炭素ストリーム受入基準を遵守しない限り、二酸化炭素ストリームを沖合地域の貯留サイトに受け入れ、注入してはならない。

(2) 二酸化炭素ストリームは、第5条に規定される慎重な炭素回収・利用・貯留慣行を遵守するものとし、二酸化炭素ストリームは大部分が二酸化炭素で構成されるものとし、廃棄物またはその他の物質を廃棄またはその他の物質の処分を目的として二酸化炭素ストリームに添加してはならない。

(3) (2)項にかかわらず、二酸化炭素ストリームは、発生源、回収または注入プロセスからの付随的な関連物質、および二酸化炭素の移動の監視および検証を支援するために添加された微量物質を含むことができる。

(4) (3)項に言及されるすべての付随的および添加された物質の濃度は、以下のレベルを下回るものとする。

(a) 貯留サイトまたは関連する輸送インフラの完全性に悪影響を及ぼす。

(b) 第 5 条に規定される慎重な炭素回収・利用・貯留慣行に従い、人の健康または環境に対して重大なリスクをもたらす。または

(c) マレーシアに適用される成文法に違反する。

(5) 沖合事業者は、受け入れおよび注入された二酸化炭素ストリームの量および特性の記録（ストリームの組成を含む）を保持するものとする。

(6) (1)項または(5)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、100 万リングを越えない罰金または 5 年を越えない懲役、またはその両方が科せられる。

沖合貯留に関する運営上の義務

29. 沖合事業者は、貯留サイトの運営を行うにあたり、第 5 条に規定される慎重な炭素回収・利用・貯留慣行に従い、

(a) 沖合貯留ライセンスの条件の遵守を評価する目的に関連する情報を提供すること。

(b) 貯留複合施設および周囲の環境を監視し、監視計画を作成すること。

(c) 漏えいまたは重大な不正に関して、是正措置および是正措置を実施すること。および

(d) (b)項に基づいて実施された監視の結果および(c)項に基づいて実施された措置に関する報告書を庁に提出すること。

注入税

30. (1) 大臣は、庁が関連する能力のある技術機関と協議した後、政府による各貯留サイトの長期監視の目的のために、沖合事業者が支払う注入税の税率を、庁が行った勧告に基づいて、官報に掲載される命令により決定するものとする。

(2) 注入税の税率は、

(a) 各貯留サイトのリスクおよびリスクの可能性に基づいて決定されるものとし、

(b) 基金からの引き出しまたはその他の沖合貯留プロジェクトに関連するリスクにより増加してはならない。

(3) (2)項に従い、

(a) 庁は、関連する能力のある技術機関と協議した後、5年ごとに注入税の税率を見直すことができ、

(b) 沖合事業者は、必要に応じて庁に注入税の税率の見直しを求めることができる。

沖合貯留に関する閉鎖および閉鎖後の義務

31. (1) 貯留サイトは、閉鎖のための規定された条件が遵守されない限り、閉鎖してはならず、庁は閉鎖証明書を発行してはならない。

(2) (1)項に従い貯留サイトが閉鎖された後、沖合事業者は、第32条に従い政府に貯留サイトに関する義務が移転されるまで、以下について責任を負い続けるものとする。

(a) 貯留サイトの監視および監視結果の庁への報告。

(b) 是正措置。

(c) 是正措置。および

(d) その他の規定された活動。

沖合貯留に関する義務の移転

32. (1) 第31条に従い貯留サイトが閉鎖された場合、監視、是正措置および是正措置に関する義務は政府に移転されるものとし、政府は沖合事業者に対して義務の移転を文書化する証明書を発行するものとする。

(2) (1)項に基づく政府へのすべての義務の移転は、以下の場合にのみ発生するものとする。

(a) 第31(1)項に基づく閉鎖証明書の発行から規定された期間が経過した場合。および

(b) 閉鎖証明書に記載されたその他の規定された条件が満たされている場合。

(3) 疑義を避けるため、(1)項に言及される政府への義務の移転には、沖合事業者の過失、不注意または欺瞞、または沖合事業者が正当な注意を払わなかったことに起因する貯留サイトに関連する刑事、契約または民事上の責任の移転は含まれないものとする。

第 VII 部 陸上地域における評価および永久貯留

陸上評価許可の要件

33. (1) 庁が付与する陸上評価許可なしに、陸上地域における潜在的な貯留複合施設または地質構造の陸上地質評価を行ってはならない。

(2) (1)項に基づく陸上評価許可の申請は、規定される方法で行い、規定される手数料を添付するものとする。

(3) 本条に基づく沖合評価許可の申請は、陸上評価許可が付与または拒否される前であればいつでも取り下げることができる。

(4) 庁は、(2)項に基づく申請を受領した後、申請が決定される前に、書面による通知により、申請者に指定された期間内に、追加の書類または情報を提供するよう求めることができる。

(5) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、3年を超えない懲役または100万リングを超えない罰金、またはその両方が科せられる。

陸上評価許可の付与

34. (1) 庁は、第33条に基づく陸上評価許可の申請を検討し、すべての要件が満たされていることを確認した後、陸上評価許可の発行を許可または拒否することができる。

(2) 庁は、陸上評価許可を付与するにあたり、庁が適切と考える条件を課すことができる。

陸上貯留ライセンスの要件

35. (1) 庁が付与する陸上貯留ライセンスなしに、マレーシアの陸上地域において、マレーシア国内外で回収された二酸化炭素の永久貯留のための貯留サイトの運営を行ってはならない。

(2) (1)項に基づく陸上貯留ライセンスの申請は、規定される方法で行い、規定される手数料を添付するものとする。

(3) 本条に基づく陸上貯留ライセンスの申請は、陸上貯留ライセンスが付与または拒否される前であればいつでも取り下げることができる。

(4) 庁は、(2)項に基づく申請を受領した後、申請が決定される前に、書面による通知により、申請者に指定された期間内に、追加の書類または情報を提供するよう求めることができる。

(5) (1)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、5年を超えない懲役または200万リングを超えない罰金、またはその両方が科せられる。

陸上貯留ライセンスの付与

36. (1) 庁は、第35条に基づく陸上貯留ライセンスの申請を検討し、すべての要件が満たされていることを確認した後、陸上貯留ライセンスの発行を許可または拒否することができる。

(2) 庁は、陸上貯留ライセンスを付与するにあたり、庁が適切と考える条件を課すことができる。

陸上貯留のための二酸化炭素ストリーム受入基準

37. (1) 陸上事業者は、二酸化炭素ストリームが第28条に規定される二酸化炭素ストリーム受入基準を遵守しない限り、二酸化炭素ストリームを陸上地域の貯留サイトに受け入れ、注入してはならない。

(2) 陸上事業者は、受け入れおよび注入された二酸化炭素ストリームの量および特性の記録（ストリームの組成を含む）を保持するものとする。

(3) (1)項または(2)項に違反する者は、犯罪を犯したものとし、有罪判決を受けた場合、100万リングを超えない罰金または5年を超えない懲役、またはその両方が科せられる。

陸上貯留に関する運営上の義務

38. 第29条に規定される沖合貯留に関する運営上の義務は、陸上貯留の場合に陸上事業者に課せられる運営上の義務に準用されるものとする。

陸上貯蔵に関する閉鎖および閉鎖後の義務

39. 第 31 条に規定する海洋貯蔵に関する閉鎖および閉鎖後の義務は、陸上貯蔵の場合に陸上事業者に課される閉鎖および閉鎖後の義務に、変更を加えて準用する。

陸上貯留に関する義務の移転

40. 第 39 条に従い陸上地域における貯留サイトが閉鎖される前に、陸上地域における貯留サイトの監視、是正措置および是正措置に関する義務の移転は、場合によっては州政府と協議の上、大臣が決定するものとする。

第 VIII 部 閉鎖後管理基金

閉鎖後管理基金

41. (1) 「閉鎖後管理基金」として知られる基金を設立し、庁が管理および管理するものとする。

(2) 基金は以下で構成されるものとする。

(a) 本法の目的のために政府が提供する金額。

(b) 第 32 条または 40 条（該当する場合）に基づく義務の移転が発生した後、政府に財政的支援を提供するために、沖合事業者が庁に納付する注入税。政府が貯留サイトの長期監視、是正措置および是正措置に関連する費用を負担するため。および

(c) 利息収入を含む、基金から資金提供された投資から得られるすべての金銭。

基金に課される支出

42. (1) 基金は、第 32 条または 40 条（該当する場合）に基づく義務の移転が発生した後、沖合貯留サイトの長期管理のために政府が負担する費用を賄う目的でのみ支出されるものとし、以下を含む。

(a) 第 32 条または 40 条に基づく義務の移転により政府が引き受けた義務を履行すること。

(b) 二酸化炭素が安全かつ永続的に貯留されることを保証するために、貯留サイト内に貯留された二酸化炭素の長期監視。および

(c) 是正措置または是正措置の実施。

(2) (1)項にかかわらず、第 41 条(2)(c)項に言及される基金から資金提供された投資から得られるすべての金銭は、マレーシアにおける炭素回収、利用および貯留産業の発展を促進する目的で一般的に支出することもできる。

投資権限

43. (1) 基金の金銭は、第 42 条(1)項の目的のために庁が支出することを要求されていない場合、または直ちに要求されていない場合は、財務大臣との協議および承認を経て、大臣が決定する条件に従い、投資することができる。

(2) 庁は、大臣および財務大臣と協議の上、適切と考えるマレーシアの銀行に基金の金銭を保有するための口座を開設および維持するものとし、かかるすべての口座は、かかる目的のために庁が承認する方法で運用されるものとする。

会計および報告

44. (1) 庁は、基金の適切な会計およびその活動の適切な報告を作成させ、会計年度の終了後、可能な限り速やかに、その会計年度について以下を作成させるものとする。

(a) 貸借対照表、拠出および支出の会計を含む会計報告書。および

(b) 基金に関するその活動の報告書。

(2) 庁は、監査役が認証した会計報告書の写しおよび監査役の報告書の写しを大臣に送付するものとし、大臣は会計報告書および監査役の報告書を各議院に提出させるものとする。

第 IX 部 執行

公務員の権限付与

45. 大臣は、書面により、公務員に対し、本法に基づく執行権限を行使する権限を与えることができる。

執行権限

46. (1) 警部以上の階級の警察官または税関上級職員は、本法に基づくすべての執行権限を行使することができる。

(2) 第 45 条に基づいて権限を与えられた職員は、本法に基づく犯罪の捜査に関して、刑事訴訟法[Act 593]に基づく警察官の権限を有するものとし、かかる権限は、本法に基づく権限に追加されるものであり、これらを損なうものではない。

第 X 部 一般規定

不服申立て

47. (1) 以下のいずれかに不満のある申請者は、

(a) 第 25 条に基づく沖合評価許可および第 27 条に基づく沖合貯留ライセンスの付与の拒否。

(b) 第 34 条に基づく陸上評価許可および第 36 条に基づく陸上貯留ライセンスの付与の拒否。

(c) 許可またはライセンスに対する条件、制限または制限の賦課。または

(d) 許可またはライセンスの取り消し、停止または変更。

かかる拒否、賦課、取り消しまたは停止を書面で通知されてから 30 日以内に、大臣に不服申立てをすることができる。

(2) 大臣は、(1)項に基づいて行われた不服申立てを検討した後、不服申立ての対象となった決定を確認または破棄することができる。

起訴

48. 本法または本法に基づいて制定された規則に基づく犯罪に関する、または関連する起訴は、検察官の書面による同意がある場合を除き、提起されないものとする。

訴訟および法的手続きに対する保護

49. 大臣、庁の構成員、議長または権限を与えられた職員は、本法に基づく職務遂行中に彼が行った、または怠った行為、怠慢または不履行について、訴訟、訴訟、起訴その他の手続きが裁判所に提起、開始または維持されないものとする。ただし、その行為、怠慢または不履行が悪意を持って、かつ合理的な理由なく行われた、または怠られたことを証明できる場合を除く。

法人等の取締役等の責任

50. (1) 本法または本法に基づいて制定された規則に基づく犯罪を犯した者が法人である場合、犯罪の実行時にその法人の取締役、コンプライアンスオフィサー、パートナー、マネージャー、秘書またはその他の同様の役員であった者、またはその立場で行動することを意図していた者、または何らかの方法または程度でその法人の事務の管理に責任を負っていた者、またはその管理を支援していた者は、

(a) 法人と共に同一の手続きで個別または共同で起訴される可能性があり、

(b) 法人がその犯罪で有罪となった場合、個人と同じ処罰または罰則を受けるものとみなされる。ただし、その能力におけるその職務の性質およびすべての状況を考慮して、彼が以下を証明する場合を除く。

(i) その犯罪が彼の知識なしに実行された。または

(ii) その犯罪が彼の同意または黙認なしに実行され、彼がその犯罪の実行を防止するためにすべての合理的な予防措置を講じ、適切な注意を払っていたこと。

(2) 本条の目的上、「法人」とは、会社、有限責任パートナーシップ、企業、協会その他の人々の団体を意味する。

免除権限

51. 大臣は、官報に掲載される命令により、必要または適切と考える条件または制限に従い、地理的地域、人または人の種類、車両または車両の種類、あるいは施設または施設の種類を、

本法または本法に基づいて制定された規則の全部または一部の規定から免除することができる。

規則制定権限

52. (1) 大臣は、本法の規定を施行する目的で必要または適切な規則を制定することができる。

(2) (1)項の一般性を損なうことなく、大臣は、以下の事項の全部または一部に関して規則を制定することができる。

(a) 炭素回収に関連する事項を規定すること。

(b) 炭素回収を通じて得られた二酸化炭素の輸送に関連する事項を規定すること。

(c) 炭素回収を通じて得られた二酸化炭素の利用に関連する事項を規定すること。

(d) 沖合評価許可および沖合貯留ライセンスの申請に関連する事項を規定すること。

(e) 陸上評価許可および陸上貯留ライセンスの申請に関連する事項を規定すること。

(f) 能力のある技術機関の機能を規定すること。

(g) 庁との協議後、慎重な炭素回収・利用・貯留慣行を規定すること。

(h) 貯留サイトの運営に関連する義務を規定すること。

(i) 貯留サイトの閉鎖および閉鎖証明書の発行の条件を規定すること。

(j) 貯留サイトの閉鎖後、政府への義務の移転および義務の移転を文書化する証明書の発行の条件を規定すること。

(k) 場合によっては、州政府との協議後、州政府への義務の移転の条件を規定すること。

(l) 本法に基づいて支払われる手数料および料金を規定すること。

(m) 本法に基づく不服申立ての方法を規定すること。

(n) 基金の管理手続きを規定すること。

(o) 基金への注入税の支払いに関連する事項を規定すること。および

(p) 本法で規定する必要があるその他の事項。

(3) 本法に基づいて制定された規則は、規則に違反する行為または不作為を犯罪として規定し、100万リングを超えない罰金の罰則を規定することができる。

基準、ガイドライン等の発行権限

53. 大臣は、二酸化炭素の炭素回収、輸送、利用および貯留に関して、基準、ガイドライン、仕様、慣行、措置および報告要件その他を発行ことができ、発行されるかかる基準、ガイドライン、仕様、慣行、措置、報告要件その他は、第5条に従うものとする。

説明文

炭素回収・利用・貯留法案（以下「本法案」という。）は、二酸化炭素の回収、輸送、利用および永久貯留に関する事項を規定し、二酸化炭素排出量を削減し、気候変動の影響を緩和し、経済成長の新たな源泉として炭素回収・利用・貯留産業の発展を促進し、関連事項を規定することを目的とするものである。

第1部

2. 本法案の第1部は、予備的な事項を扱う。

3. 第1条には、本法案の略称および施行に関する規定が含まれている。本法第VII部は、場合によっては、大臣がそれぞれの州政府と協議の上、官報で通知することにより指定する日に州において施行される。

4. 第2条は、本法案がマレーシア半島およびラブアン連邦直轄領に適用されることを規定するものである。

5. 第3条は、本法案が関連する成文法と一体的に解釈されるものとし、本法の規定は、関連する成文法の規定に追加されるものであり、これらを損なうものではないことを規定するものである。

6. 第4条には、本法案で使用される特定の単語および表現の定義が含まれている。

7. 第 5 条は、慎重な炭素回収・利用・貯留慣行が、世界の炭素回収・利用・貯留産業が一般的に従う慣行、方法、措置および基準に従うことを規定するものである。

第 II 部

8. 本法案の第 II 部は、マレーシア炭素回収・利用・貯留庁に関する規定を扱う。

9. 第 6 条、第 7 条および第 8 条は、庁の設立、構成員、機能および権限を規定するものである。

10. 第 9 条は、大臣がいつでも構成員の任命を取り消すことができ、構成員は 1 か月の通知を行うことにより辞任することもできることを規定するものである。

11. 第 10 条は、構成員の職の失効理由を規定するものである。

12. 第 11 条は、庁の会議および庁が独自の手続きを決定できることを規定するものである。

13. 第 12 条は、庁が会議に出席するために他人を招待することができるが、その人は投票する権利がないことを規定するものである。

14. 第 13 条は、庁を担当する省が、庁がその機能を遂行するために必要な職員、資金その他の施設を庁に提供することを規定するものである。

15. 第 14 条は、大臣が庁に炭素回収、二酸化炭素の輸送、二酸化炭素の利用、二酸化炭素の沖合貯留および二酸化炭素の陸上貯留について助言するために、個別の能力のある技術機関を任命することができることを規定するものである。本条はまた、任命された能力のある技術機関が、技術的および運用上の事項について庁に助言することを規定するものである。

第 III 部

16. 本法案の第 III 部は、炭素回収を扱う。

17. 第 15 条および第 16 条は、炭素回収設備の登録および登録申請を規定するものである。

第Ⅳ部

18. 本法案の第Ⅳ部は、二酸化炭素の輸送および輸入を扱う。

19. 第17条および第18条は、道路、鉄道、水路、パイプラインまたはその他の手段による炭素回収を通じて得られた二酸化炭素を輸送するための登録要件および登録申請を規定するものである。

20. 第19条は、マレーシア国外で炭素回収を通じて得られた二酸化炭素の永久貯留のための輸入は、本法案の第28条に規定される二酸化炭素ストリーム受入基準に適合する必要があることを規定するものである。本条に違反した場合は犯罪となる。

21. 第20条は、マレーシア国外で回収された二酸化炭素の輸入は、輸入許可がある場合にのみ行うことができることを規定するものである。本条に違反した場合は犯罪となる。

第Ⅴ部

22. 本法案の第Ⅴ部は、二酸化炭素の利用を扱う。

23. 第21条および第22条は、マレーシアにおける炭素回収を通じて得られた二酸化炭素の利用のための登録要件および登録申請を規定するものである。

24. 第23条は、マレーシア国外で回収された二酸化炭素をマレーシア国内で永久貯留の目的で使用することを禁止することを規定するものである。

第Ⅵ部

25. 本法案の第Ⅵ部は、沖合地域における二酸化炭素の評価および永久貯留に関する規定を扱う。

26. 第 24 条は、沖合地域における潜在的な貯留複合施設または地質構造の沖合地質評価は、庁が付与する沖合評価許可がある場合にのみ行うことができることを規定するものである。評価許可の発行には、庁が課す手数料が必要となる。本条に違反した場合は犯罪となる。

27. 第 25 条は、第 24 条に基づく沖合評価許可の申請を検討した結果、庁が申請者に沖合評価許可を付与または拒否することができることを規定するものである。許可の発行には、庁が課す条件が適用される。

28. 第 26 条は、マレーシアの沖合地域における二酸化炭素の永久貯留のための貯留サイトの運営は、庁が付与する沖合貯留ライセンスがある場合にのみ行うことができることを規定するものである。ライセンスの発行には、庁が課す手数料が必要となる。本条に違反した場合は犯罪となる。

29. 第 27 条は、第 26 条に基づく沖合貯留ライセンスの申請を検討した結果、庁が申請者に沖合貯留ライセンスを付与または拒否することができることを規定するものである。ライセンスの発行には、庁が課す条件が適用される。

30. 第 28 条は、沖合事業者に、沖合地域の貯留サイトへの二酸化炭素の受入および注入に関する二酸化炭素ストリーム受入基準を遵守する要件を課すことを規定するものである。本条はまた、沖合事業者が、受け入れおよび注入された二酸化炭素ストリームの量および特性の記録（ストリームの組成を含む）を保持することを規定するものである。本条に違反した場合は犯罪となる。

31. 第 29 条は、沖合事業者が貯留サイトの運営を行う際、第 5 条に規定される慎重な炭素回収・利用・貯留慣行に従い、沖合貯留ライセンス条件の遵守を評価する目的に関連する情報を提供し、貯留複合施設および周囲の環境を監視し、是正措置および是正措置を実施し、関連する報告書を庁に提出することを規定するものである。

32. 第 30 条は、政府による各貯留サイトの長期監視を目的として、沖合事業者が支払う注入税の税率を大臣が決定する権限を大臣に与えることを規定するものである。本条はまた、注入税の税率が各貯留サイトのリスクおよびリスクの可能性に基づいて決定され、基金からの引き出しまたはその他の沖合貯留プロジェクトに関連するリスクにより増加してはならないこと、および注入税の税率が見直されることも規定するものである。

33. 第 31 条は、貯留サイトの閉鎖および閉鎖証明書の発行は、貯留サイトの閉鎖の規定された条件が遵守された後でのみ行うことができることを規定するものである。本条はまた、沖合

事業者が貯留サイトの監視、是正措置、是正措置およびその他の規定された活動について責任を負い続けることを規定するものである。

34. 第 32 条は、第 31 条に従い貯留サイトが閉鎖された場合、貯留サイトの監視、是正措置および是正措置に関する義務が政府に移転され、政府が義務の移転を文書化する証明書を沖合事業者に発行することを規定するものである。

第 VII 部

35. 本法案の第 VII 部は、陸上地域における二酸化炭素の評価および永久貯留に関する規定を扱う。

36. 第 33 条は、陸上地域における潜在的な貯留複合施設または地質構造の陸上地質評価は、庁が付与する陸上評価許可がある場合にのみ行うことができることを規定するものである。評価許可の発行には、庁が課す手数料が必要となる。本条に違反した場合は犯罪となる。

37. 第 34 条は、第 33 条に基づく陸上評価許可の申請を検討した結果、庁が申請者に陸上評価許可を付与または拒否することができることを規定するものである。許可の発行には、庁が課す条件が適用される。

38. 第 35 条は、マレーシアの陸上地域における二酸化炭素の永久貯留のための貯留サイトの運営は、庁が付与する陸上貯留ライセンスがある場合にのみ行うことができることを規定するものである。ライセンスの発行には、庁が課す手数料が必要となる。本条に違反した場合は犯罪となる。

39. 第 36 条は、第 35 条に基づく陸上貯留ライセンスの申請を検討した結果、庁が申請者に陸上貯留ライセンスを付与または拒否することができることを規定するものである。ライセンスの発行には、庁が課す条件が適用される。

40. 第 37 条は、陸上事業者に、陸上地域の貯留サイトへの二酸化炭素の受入および注入に関する二酸化炭素ストリーム受入基準を遵守する要件を課すことを規定するものである。本条はまた、陸上事業者が、受け入れおよび注入された二酸化炭素ストリームの量および特性の記録（ストリームの組成を含む）を保持することを規定するものである。本条に違反した場合は犯罪となる。

41. 第 38 条は、第 29 条に規定される沖合貯留に関する運営上の義務が、陸上貯留の場合に陸上事業者に課せられる運営上の義務に準用されることを規定するものである。

42. 第 39 条は、第 31 条に規定される沖合貯留に関する閉鎖および閉鎖後の義務が、陸上貯留の場合に陸上事業者に課せられる閉鎖および閉鎖後の義務に準用されることを規定するものである。

43. 第 40 条は、第 39 条に従い閉鎖される陸上地域における貯留サイトの監視、是正措置および是正措置に関する義務の移転は、場合によっては州政府と協議の上、大臣が決定することを規定するものである。

第 VIII 部

44. 本法案の第 VIII 部は、閉鎖後管理基金に関する規定を扱う。

45. 第 41 条は、庁が管理および管理する「閉鎖後管理基金」を設立することを規定するものである。本条はまた、基金が政府が提供する金額、政府への財政的支援を提供するために沖合事業者が庁に納付する注入税、および基金から資金提供された投資から得られるすべての金銭で構成されることを規定するものである。

46. 第 42 条は、基金が政府への義務の移転後、沖合貯留サイトの長期管理のために政府が負担する費用を賄う目的で支出されることを規定するものである。

47. 第 43 条は、大臣が財務大臣の承認を得て決定する条件に従い、庁に基金の金銭を投資する権限を与えることを規定するものである。

48. 第 44 条は、庁に基金の適切な会計を作成し、監査役が認証した会計報告書の写しを大臣に提出する責任を課し、大臣は報告書を各議院に提出するものとする。

第 IX 部

49. 本法案の第 IX 部は、執行に関する規定を扱う。

50. 第 45 条は、大臣が書面により、公務員に本法案に基づく執行権限を行使する権限を与えることを規定するものである。

51. 第 46 条は、警部以上の階級の警察官または税関上級職員が本法案に基づくすべての執行権限を行使することができることを規定するものである。

第 X 部

52. 本法案の第 X 部は、一般規定を扱う。

53. 第 47 条は、第 25 条、第 27 条、第 34 条および第 36 条に基づく拒否、または条件、制限、制限の賦課、または取り消し、停止または変更に関連して不満のある申請者が、かかる決定の通知から 30 日以内に、大臣に不服申立てをすることを認めることを規定するものである。

54. 第 48 条は、本法案または本法案に基づいて制定された規則に基づく起訴は、検察官の書面による同意がある場合にのみ提起されることを規定するものである。

55. 第 49 条は、大臣、庁の構成員、議長または権限を与えられた職員が本法案に基づく職務遂行中に責任を負わないことを規定するものである。

56. 第 50 条は、法人の取締役、コンプライアンスオフィサー、パートナー、マネージャー、秘書またはその他の同様の役員の責任を規定するものである。

57. 第 51 条は、大臣が官報に掲載される命令により、本法案または本法案に基づいて制定された規則の全部または一部の規定から、必要な条件または制限に従い、地理的地域、人または人の種類、車両または車両の種類、または施設または施設の種類を免除する権限を与えることを規定するものである。

58. 第 52 条は、大臣に本法案の目的で規則を制定する権限を与えることを規定するものである。

59. 第 53 条は、大臣に二酸化炭素の炭素回収、輸送、利用および貯留に関して、基準、ガイドライン、仕様、慣行、措置および報告要件その他を発行する権限を与えることを規定するものである。

財政的影響

本法案は、政府に追加の財政支出を伴うものであり、その金額は現時点では不明である。